

矢部清流学園 生徒心得（後期課程）

I 学校生活の心得

- 1 学校生活をよりよく向上させるために、次のことをよく守り実践する。
 - (1) 言葉遣いを正しくする。
 - (2) 自分から進んで、周りの人に心のこもったあいさつをする。
 - (3) 校務センター（職員室）に入る時には、自分の学年や名前、用件をはっきり伝え、礼儀正しく「失礼します」「失礼しました」とあいさつをする。
 - (4) 校舎内は右側を歩き、走らない。
 - (5) 公共物を大切に扱う。
 - (6) 掃除や学校作業などを、責任を持って最後までやり通す。
 - (7) 校内放送は静かに聞く。
 - (8) 整理整頓をいつも心がける。
 - (9) 不要な物（スマートフォン・ゲーム等）は持ってこない。
 - (10) 下校時の買い食いや友達同士の金銭の貸し借りをしない。
- 2 交通安全に関すること
 - (1) 交通ルールを守る。
 - (2) ヘルメットと蛍光タスキを必ず着用する。
 - (3) 自転車通学については、7年生から許可する。許可された者は、自転車通学に関する規定（別記 ※1・2）を守って通学する。
 - (4) 歩行者について
 - ①右側通行を守る。
 - ②許可された通学路を通る。

※1 自転車に関する規定

- ①整備された自転車を使用する。
- ②2人乗り禁止。
- ③1列を守る。また、車間距離に注意する。
- ④左側通行。（川や堤防等の特別な危険箇所を除く）
- ⑤曲がり角や後方確認、方向変換の合図を出す。
- ⑥適切なスピードで運転する。（特に坂道に注意する）
- ⑦学校前の横断歩道は自転車を降りて渡る。
- ⑧許可された通学路を通る。



※2 自転車通学生徒に関する規定

- ①自転車通学希望者は、希望届を学校に提出する。
- ②ヘルメットと蛍光タスキを必ず着用する。（自転車から降りて、押す場合も同じ）
- ③荷物は後ろの荷台にしっかり固定する。
前かごは原則使用しない。（入れる場合は軽い荷物のみ）

II 校外における心得

- 1 家族の一員として、進んで自分の仕事をする。
- 2 外出時は、用件・行き先・帰宅時間を家の人に伝える。
校区外に出る場合は、必ず保護者の許可をもらう。
- 3 映画館やボーリング場、カラオケ、ゲームセンター等の遊技場には保護者同伴で行く。
- 4 買い食いをしない。
- 5 友達同士の外泊は原則しない。
- 6 スマートフォンや携帯電話、ゲーム等の使用は、家族で決まりを守って正しく使用する。

Ⅲ 身だしなみ（服装・頭髪等）や所持品等の規定

1 服装は動きやすい格好を心がけ、ハンカチを持ってくる。

2 頭髪等の規定

～ TPOを考え、いつ、どこで、誰に会っても好印象を与える身だしなみ ～

頭髪：安全面・衛生面を考えた髪型にすること（目にかからない・肩にかかったら束ねる等）
パーマ、髪染め（脱色等）、整髪剤の使用は禁止。

※ 髪は肩より伸びたらゴム（黒・紺・茶色）で結ぶ。

※ ヘアピンは、黒の棒状の物を使用し、飾りの付いた物は使わない。

眉等：不自然な眉のそりこみ・毛抜きは禁止。染めることは禁止。

その他：ピアスやその他の装飾品や化粧等は禁止。

爪は、健康・安全面を考え、定期的に切る。

3 制服の規定（令和5年度より7年生～ ※3年間を移行期間とする）

（1）制服は八女市立中学校統一の制服とする。

（2）季節に応じた制服の種類については、下記のものとする。

①夏服の上半身：規定の半袖ポロシャツ

夏服の下半身：規定のスラックス、スカート、キュロットスカートの3種類から1種類を選択。

②冬服の上半身：規定のブレザー、規定の長袖シャツ

冬服の下半身：規定のスラックス、スカート、キュロットスカートの3種類から1種類を選択。

（3）名札は、規定の名札を上着の左胸に付ける。

（4）規定のネクタイかリボン、どちらか1種類を選択し、儀式時は必ず付ける。（冬服のみ）

（5）ベルトは、スラックスを着用するときのみ付ける。規定を黒・紺・茶色幅3cmくらいのものとする。

（6）夏服・冬服の期間は、気候の状況に応じて判断し着替えてよいこととする。衣替えの期間は設けない。

4 靴及び靴下

（1）靴は、体育の時間等で運動ができる運動靴とする。

※ ハイカット等の走りにくく、下足置き場に入らないものは認めない。

（2）規定のスリッパ及び体育館シューズを使用する。

（3）靴下について

①色は白・黒・紺の単色とする。

②ラインは認めない。

③ワンポイントは可とする。

④ルーズソックス、スニーカーソックスは認めない。

5 冬の防寒着や防寒具

（1）防寒着は、学校規定のものとする。（使用期間は特に定めない）

（2）防寒具（手袋やネックウォーマー、マフラー等）の種類等は自由とするが、安全性の高いものとする。

（3）防寒具（手袋やネックウォーマー、マフラー等）は、生徒昇降口で着脱する。

（4）タイツは黒色を許可する。

6 通学カバン

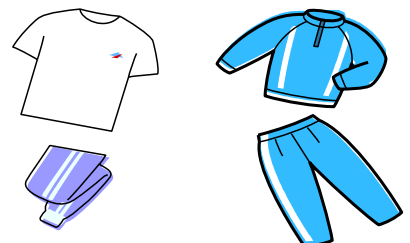
（1）学習用具は、学校指定のカバンに収める。体育用具やその他の用具は、スポーツバッグ、ナップサックなどを使用する。

7 体育時の服装（学校規定）

（1）冬服－紺のジャージ（上・下）

（2）夏服－白の半袖シャツ・ハーフパンツ

（3）帽子－体育用 白の運動帽子（赤のライン入り）



IV 諸届けについての心得

- 1 すべての届けは学校長宛とし、担任または教頭を経由して行うこと。
- 2 遅刻、早退、欠課、欠席、忌引の時は、保護者が電話などにて学校に連絡する。
- 3 その他、次のような場合は必ず保護者連名で担任・係に届けること。
 - ①本人・家族・同居人に法定伝染病発生の時。
 - ②本人・または保護者の住所・周辺に変更が生じた時。
- 4 ガラス・教材・教具等を破損した場合は担任・教頭に届けること。原則として弁済しなければならない。
- 5 病気、その他の理由で制服を着ることができない場合は担任に届けること。

V 休業中の生活心得

夏季・冬季・春季の長期休暇中は、自分自身で自主的な計画のもと時間を過ごす有意義な機会です。自分で課題を見つけ、短所を補い、長所を伸ばすように心がけましょう。また、普段の学校生活ではできない取り組みに挑戦してみましょ。そして、楽しく充実した休みにするために次のことをしっかり守り実行していきましょう。

1 生活面（日課表・休暇中の計画）

- (1) 休暇中を通しての努力目標をもつ。
- (2) 実行可能な計画を立てる。

2 学習面

- (1) 午前中特に予定がない場合、学習に励み、友人同士の誘い合いや遊びはしない。
- (2) 「家庭学習の手引き」に示されている時間に従って学習を行う。
- (3) 毎日、生活ノートに記録する。
- (4) 読書や自由研究など普段十分取り組めないものに励む。



3 行動面

- (1) 家庭生活を正しく
 - ①家庭の一員として、進んで自分の仕事をする。
 - ②外出時は、用件・行き先・帰宅時間を家の人に伝える。
校区外に出る場合は、必ず保護者の許可をもらう。
 - ③規則正しい生活を送る。（早寝早起きして朝食を食べる）
 - ④金銭の使用は正しく、無駄遣いをしない。友達同士の金銭の貸し借りをしない。
 - ⑤友達同士の外泊は原則しない。
 - ⑥火遊び等の危険な遊びをしない。
 - ⑦公共物を大切に扱う。
- (2) 健康に留意する。
 - ①健康診断の結果をもとに、病気や歯科などの治療をこの機会に行う。
 - ②暴飲暴食に気をつけ、早寝早起きを励行し、身体を鍛える。
- (3) 交通規則を厳守する。
 - ①バイク・自動車・特殊車両などの運転は絶対にしない。
 - ②ヘルメットと蛍光タスキを必ず着用する。（自転車から降りて、押す場合も同じ）
- (4) 映画館やボーリング場、カラオケ、ゲームセンター等の遊技場には保護者同伴で行く。
- (5) 水泳について
 - ①子どもだけの河川遊泳は禁止。



(6) 部活動について

- ①部活動には、計画に従って積極的に参加する。
- ②練習は、指導者（日直職員も可）がついたときのみ許可する。
- ③部活動で登校した場合、各部長は次のことを守る。
 - ア 練習開始、終了の時刻、参加者等を日直の先生に報告する。
 - イ 用具等の後始末、整理整頓、保管に責任を持つ。
- ④部活動で登校する場合は、服装等、校則通り実践する。
- ⑤関係外の教室や用具を使用しない。

4 その他

- (1) 休み中、本人や家族に異常があったらすぐに学校に連絡すること。
- (2) 長距離旅行（100km以上）をする者で学生割引を利用する場合は、早めに学校に申し出ること。（学割申請）